

文化芸術による心豊かな地域社会の実現に向けて

# 新たなステージへ



全国の劇場、音楽堂等が集う当協会は、平成 25 年 4 月に公益社団法人に移行しました。50 年にわたる経験と実績、そして、新たに制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を踏まえ、全国の公立文化施設が連携協力して、地域の文化振興と活性化に取り組んでまいります。

THE ASSOCIATION OF PUBLIC THEATERS AND HALLS IN JAPAN  
公益社団法人全国公立文化施設協会



# 私たちは人々の感動をサポートします。

「公益社団法人全国公立文化施設協会」は、約50年前に発足した任意団体「全国公立文化施設協議会」を母体として、平成7年に社団法人設立、平成25年4月1日に内閣府の認可により公益社団法人に移行しました。全国の公立文化施設の連携の下、地域文化の振興とわが国の文化芸術の発展に寄与することを目的に各種事業を行っています。

## 公益社団法人全国公立文化施設協会の取り組み

### 1 研修事業

文化施設の円滑な運営と地域の芸術文化の振興に資するため、施設の管理運営、事業企画、舞台技術等に携わる職員等を対象として、文化庁との共催により、アートマネジメント研修会、技術職員研修会を東京および全国7ブロックでそれぞれ開催しています。



アートマネジメント研修会



技術職員研修会



アートマネジメント研修会「象魂 奇蹟」

### 2 情報提供事業

施設からの事業や運営、利用等に関する問合せや相談に随時お応えするほか、ウェブサイトやメールマガジンにより、最新情報をお届けしています。また、協会事務局では、各種資料を収集・展示し、閲覧に供するとともに、「全国公立文化施設名簿」「全国公文協通信」、研修教材として「ハンドブック」などを発行しています。



各種発行物



ホームページ



各種資料の展示、閲覧スペース（協会事務局）

### 公益社団法人全国公立文化施設協会の概要

- ◆協会の目的：国及び地方公共団体等により設置された全国の劇場・音楽堂等の文化施設が連絡提携のもとに、地域の文化振興と地域社会の活性化を図り、もってわが国の文化芸術の発展と心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。
- ◆正会員の資格：国または地方公共団体が設置する文化施設で、この法人の目的に賛同し入会した施設の運営者
- ◆その他の会員：準会員、賛助会員等

- ◆設立の経過
- 昭和36年 任意団体 全国公立文化施設協議会結成
- 平成7年6月26日 社団法人 全国公立文化施設協会発足（会員数：23館）
- 平成9年9月8日 新宿区西新宿3-20-2に事務局移転
- 平成23年4月18日 現在地に事務局移転
- 平成25年4月1日 公益社団法人に移行

- ◆会員数：正会員：1,277施設 / 賛助会員：74団体（H27.10.27現在）
- ◆組織：・総会・理事会
- ・役員：会長1、副会長1、専務理事1、常務理事1、理事10、監事2名
- ・支部：北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中四国、九州
- ・専門委員会：幹事会、人材養成、事業活性化
- ・連携団体：各都道府県公立文化施設協議会46団体

### 3 調査研究事業

地域の文化芸術の振興、公立文化施設の活性化に向けて、当面する諸問題を研究討議する研究大会を開催するとともに、幹事会、人材養成、事業活性化の専門委員会による独自の調査研究活動を行っています。また、文化施設をとりまく諸課題について調査研究報告書を作成し発行しています。



研究大会



保険の案内パンフレット



調査研究報告書

### 4 保険事業

当協会が契約者となり、団体加入によるスケールメリットを生かした安価な保険料体系による、施設賠償責任保険、災害補償保険、自主事業中止保険、貸館対応興行中止保険の各種損害保険を会員施設に提供し、施設の様々なリスクに備えた安心安全の施設運営ができるよう、支援しています。

### 5 支援事業等

- ◆自主事業支援  
公立文化施設の主催公演やネットワーク公演を支援するため、40年にわたって松竹(株)と連携して公文協歌舞伎全国公演を主催するほか、文化芸術団体の紹介、仲介等を行っています。
- ◆文化芸術による東日本大震災復興推進活動  
平成23年10月から、文化庁の委託事業として、当協会が事務局となって、各文化芸術関係機関・団体等が連携・協力のもとに、文化芸術によって被災地の復興を推進するために「文化芸術による復興推進コンソーシアム」の運営を行っています。



歌舞伎の公演ポスター



復興推進コンソーシアムパンフレット

### 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（前文抜粋）

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらす、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆（きずな）を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。さらに現代社会においては、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。我が国の劇場、音楽堂等については、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化してい

る現状も改善していかなければならない。こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。また、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。



## 入会のご案内

当協会は、全国の公立文化施設のうち、劇場や音楽堂等を有する施設を正会員としております。平成 25 年の公益法人移行にあたり、地域の文化施設と文化関係者の幅広い連携が可能となるよう、新たに準会員制度を新設いたしました。当協会の趣旨にご賛同の上、会員としての入会をご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### ◆会員制度

#### ◆正会員

- ・対象：当協会の目的に賛同し、入会した国及び地方公共団体等により設置された劇場、音楽堂等の文化施設の運営者
- ・年会費：28,000 円（入会金：なし）
- ・議決権：あり
- ・特典：当協会が主催する研修会やセミナーへのご参加、全国公立文化施設名簿や調査研究報告書等の当協会発行の刊行物の贈呈、ウェブサイトへの施設名の掲載、情報フォーラム（メルマガ）の定期購読、制度保険へのご加入

#### ◆準会員

- ・対象：正会員資格のある施設以外で、当協会の目的に賛同し、連携協力して活動するために入会した文化施設等の関係者
- ・年会費：28,000 円（入会金：なし）
- ・議決権：なし
- ・特典：全国公立文化施設名簿や調査研究報告書等の当協会発行の刊行物の贈呈、ウェブサイトへの施設名の掲載、情報フォーラム（メルマガ）の定期購読、制度保険へのご加入

#### ◆賛助会員

- ・対象：当協会の目的に賛同し、その事業や活動を賛助するために入会した個人又は団体
- ・年会費：団体 1 口 50,000 円 個人 1 口 20,000 円
- ・入会金、議決権：なし
- \*なお、賛助会員の皆様には、全国公立文化施設名簿等の当協会発行の刊行物の送付、ウェブサイトへの会員名の掲載、当協会主催の行事のご案内、情報フォーラム（メルマガ）の定期購読のご案内などをいたします。

### ◆寄附の受け入れについて

公益法人への移行に伴い、当協会にご寄附いただいた皆様は、『特定公益増進法人に対する寄附金』として、税制上の優遇措置を受けることができるようになりました。ご支援をよろしくお願い申し上げます。

・寄附金の使途：当協会が実施する事業等に活用させていただきます（当協会が行う事業のうち寄附いただく対象や使途を特定することも可能です）

・寄附額：団体 1 口 20,000 円以上 個人 1 口 5,000 円以上（1 口以上であれば金額は自由にお決めいただけます）

\*ご寄附いただいた方には、ご意思を確認した上で、ウェブサイト等の寄附者一覧にお名前を掲載させていただきます。

### ◆お申込み方法

入会・寄附申込書に必要事項をご記入の上、郵送にて事務局までお申込みください。

申込書は当協会ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

公益社団法人全国公立文化施設協会事務局

〒104-0061 東京都中央区銀座 2-10-18 東京都中小企業会館 4 階

TEL 03-5565-3030 FAX 03-5565-3050

<http://www.zenkoubun.jp/>



THE ASSOCIATION OF PUBLIC THEATERS AND HALLS IN JAPAN  
公益社団法人全国公立文化施設協会

〒104-0061 東京都中央区銀座 2-10-18 東京都中小企業会館 4 階  
TEL 03-5565-3030 FAX 03-5565-3050 E-mail [bunka@zenkoubun.jp](mailto:bunka@zenkoubun.jp)

